

## 神奈川県立スポーツセンター ネーミングライツパートナー募集要項

### 1 趣旨

神奈川県立スポーツセンターの命名権（ネーミングライツ）の活用に関し、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

### 2 本県のネーミングライツの概要

施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングライツパートナー）からその対価をいただき、当該施設の管理運営に役立てます。

なお、募集する愛称は一般的な呼称として用い、条例上の施設名称は変更しません。

### 3 募集の内容

#### ① 施設の名称

神奈川県立スポーツセンター

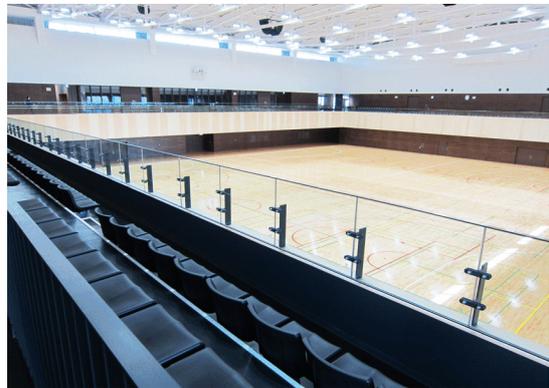
#### ② 所在地

神奈川県藤沢市善行 7-1-2

(施設の外観等写真)



スポーツアリーナ2（外観）



スポーツアリーナ2（内部）



陸上競技場



球技場1（天然芝）

### ③ 設置目的

未病を改善する取組みや、かながわパラスポーツ推進宣言に則った対応を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも活用できるよう、県民のスポーツ推進の拠点として2020年に供用を開始した。

### ④ 施設概要



経緯	昭和 30 年 (1955 年) 県営藤沢総合運動場として発足 昭和 43 年 (1968 年) 神奈川県立体育センター供用開始 令和 2 年 (2020 年) 4 月 体育センターをスポーツセンターと改称 " 7 月 神奈川県立スポーツセンター供用開始										
施設の規模	敷地面積 : 146,266.86 m <sup>2</sup> 延床面積 : 32,096.73 m <sup>2</sup> (全設備合計)										
開場時間	<table border="1"> <tr> <td>屋内施設</td> <td>午前 9 時～午後 9 時</td> </tr> <tr> <td>屋外施設(照明無し)</td> <td>午前 9 時～午後 5 時 (夏季期間(4/15～9/15)は午後 6 時まで)</td> </tr> <tr> <td>屋外施設(照明有り)</td> <td>午前 9 時～午後 9 時</td> </tr> <tr> <td>宿泊棟</td> <td>(宿泊室) 午後 3 時～午前 10 時 (その他の施設) 午前 9 時～午後 9 時</td> </tr> <tr> <td>自動車駐車場</td> <td>午前 8 時～午後 10 時</td> </tr> </table>	屋内施設	午前 9 時～午後 9 時	屋外施設(照明無し)	午前 9 時～午後 5 時 (夏季期間(4/15～9/15)は午後 6 時まで)	屋外施設(照明有り)	午前 9 時～午後 9 時	宿泊棟	(宿泊室) 午後 3 時～午前 10 時 (その他の施設) 午前 9 時～午後 9 時	自動車駐車場	午前 8 時～午後 10 時
屋内施設	午前 9 時～午後 9 時										
屋外施設(照明無し)	午前 9 時～午後 5 時 (夏季期間(4/15～9/15)は午後 6 時まで)										
屋外施設(照明有り)	午前 9 時～午後 9 時										
宿泊棟	(宿泊室) 午後 3 時～午前 10 時 (その他の施設) 午前 9 時～午後 9 時										
自動車駐車場	午前 8 時～午後 10 時										

休 場 日	(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときを除く。） (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たるときを除く。） (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
交 通 案 内	小田急江ノ島線「善行駅」から徒歩 7 分
自動車駐車場	288 台（うち身障者用 17 台）
自転車駐車場	自転車 70 台、バイク 10 台 ほか臨時駐輪場あり
施設内容	<p>○ <b>スポーツアリーナ 1</b> メインフロア … バレーボール、バスケットボール、フットサル、卓球、バドミントン等で利用可。観覧席あり。 サブフロア … ダンス、軽体操、太極拳などで利用可。 会議室 1、2、研修室 1、2、3</p> <p>○ <b>スポーツアリーナ 2</b> メインフロア … バレーボール、バスケットボール、テニス、ハンドボール、バドミントン等で利用可。観覧席あり。 &lt; 1 階 &gt; ボクシングフロア、フェンシングフロア、ウェイトリフティングフロア、控室 1（役員室）、控室 2（管理・放送・選手控室） 屋内プール &lt; 2 階 &gt; 多目的フロア 1 … ボルダリング・ボッチャなどのパラスポーツ利用メイン 多目的フロア 2 … 主にダンス・体操競技等の利用を想定 トレーニングルーム</p> <p>○ <b>陸上競技場</b> … <u>日本陸上競技連盟公認（第 2 種）</u> トラック（全天候型舗装 1 周 400m 8 コース）、観覧席あり</p> <p>○ <b>補助競技場・フットサルコート</b> トラック（全天候型舗装）、フットサルコート 2 面、夜間照明あり</p> <p>○ <b>球技場 1</b> 天然芝フィールド 1 面、スタンドあり</p> <p>○ <b>球技場 2</b> 人工芝フィールド 1 面</p> <p>○ <b>テニスコート</b> コート（人工芝 8 面）、更衣室、夜間照明あり</p> <p>○ <b>宿泊棟</b> … <u>全館バリアフリー対応</u> &lt; 1 階 &gt; … 食堂、売店、浴室、ラウンジ &lt; 2～3 階 &gt; … 宿泊室 42 部屋（障がい者対応のユニットバスを完備）、ミーティングルーム</p> <p>○ <b>グリーンハウス（総合受付）</b> ミーティングルーム、ラウンジ、展示室</p>

## ⑤ 来館者実績

令和 2 年度 81,869 人（7 月供用開始）

令和 3 年度 182,154 人

令和 4 年度 300,580 人

令和 5 年度 301,452 人

(主な内訳)

アリーナ 2	121,027人
アリーナ 1	37,750人 (令和5年10月～令和7年3月休館)
陸上競技場	48,545人
球技場 1	11,654人
球技場 2	24,719人
テニスコート	27,894人

## ⑥ 管理運営

神奈川スポーツコミュニケーションズ株式会社が P F I 事業者として、維持管理・運営支援を行っている。(令和16年度まで)

## ⑦ 愛称の募集対象

施設全体

## ⑧ 主な事業、イベント

(1) 県主催事業(事業名、イベント名は代表例)

ア 技術力向上とトップアスリートの育成支援

- ・スポーツ能力測定会(R5参加者数 約920人)

イ 生涯を通じたスポーツ活動と健康づくりの推進

- ・県民スポーツ月間イベント

… スポーツコミュニケーションデー、レクリエーション大会の開催  
(チラシ配布 2万枚、ポスター配布 2千枚)

ウ 障がい者スポーツの活動機会の拡大と理解促進

- ・神奈川県ゆうあいピック大会(R5参加者数 約900人)
- ・かながわパラスポーツフェスタ

(2) 中体連、高体連、各種競技団体等の主催による県大会、競技会、合宿等

(3) P F I 自主事業 毎月約1,000人の利用あり

【子ども向け】運動指導、親子体操教室、卓球教室、ダンススクール、ハンドボールスクール等

【大人向け】ヨガ、エアロビック、太極拳教室、水泳教室、テニス教室、ピラティス教室等

## ⑨ 契約期間

令和7年(2025年)4月1日～令和12年(2030年)3月31日

## ⑩ 命名権料

年額 500万円以上

(契約額は消費税及び地方消費税を加えた額となります)

### ⑪ 付帯提案

命名権料の金額以外に、ご提供いただける提案がある場合は記載してください。

当該提案は、金額に換算し、命名権料に含めることができます。

#### ※ 金額換算相当額の積算に係る考え方

例1：物品の提供の場合

$$\text{物品の単価（宣伝分を除く）} \times \text{個数} = \text{金額換算分}$$

例2：労務の提供の場合

$$\text{人件費（単価）} \times \text{時間（日数）} \times \text{人数} = \text{金額換算分}$$

※ 応募価格に含めた付帯提案の金額換算相当額が適当でないと判断した場合、県で換算相当額を補正し、応募価格に含めます。

### ⑫ 命名権料により県が行う事業

- スポーツセンターの設備・物品等の新規配備、改修及び修繕
- バリアフリーに資する取組みの充実強化等

### ⑬ 愛称の要件

- 「スポーツ」という文言を入れること  
例：「〇〇スポーツセンター」
- 神奈川県広告掲載要綱第2条第1項に該当する愛称は不可

### ⑭ 愛称の提示が想定される場所

- (1) 現在の看板の設置箇所
  - ・ 正門
- (2) 希望に応じて提示が可能な箇所
  - ・ グリーンハウス（総合受付）
  - ・ スポーツアリーナ2
  - ・ スポーツアリーナ1
  - ・ 宿泊棟

※ (1)、(2)は、別添「主な愛称の提示場所」を参考のこと。

- (3) 提案いただける箇所

パートナーから提案のあった場所については、県との協議の上、決定します。

- 看板の仕様は別途協議します。費用は命名権料とは別に、ネーミングライツパートナーの負担となります。
- 設置した看板等は、原則、原状回復を求めますが、県が認める範囲において対象外とする場合があります。

### ⑮ その他の県の取組

- 県ホームページでの愛称の使用
- 施設ホームページ、施設案内リーフレットでの愛称の使用

- 県の広報媒体での愛称の紹介、県内市町村に対する愛称の使用の働きかけ等

#### 4 導入までの流れ

- (1) 導入施設、導入条件の決定
- (2) ネーミングライツパートナーの募集
- (3) 申込書等の提出
- (4) 選定委員会の開催
- (5) 優先交渉者の選定
- (6) ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- (7) 協定・契約の締結
- (8) 施設の表示等の変更
- (9) 愛称の使用開始

#### 5 応募資格

別表1「応募資格」に定めるとおり。

なお、グループで応募する場合は、代表する法人を1者選定してください。

また、広告代理店を通じて申し込むことも可能ですが、この場合、神奈川県から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

#### 6 募集方法等

##### (1) 募集期間

令和6年(2024年)10月17日(木)から令和7年(2025年)1月16日(木)まで

##### (2) 申込書等の提出

次の書類(原本を正本として1部、コピーしたものを副本として2部)を提出していただきます。

ア ネーミングライツパートナー申込書(別紙1)

イ 企業案内パンフレット等

ウ 印鑑証明書

エ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

オ 納税証明書(提出日において発行の日から3ヵ月以内のものに限る)

a 神奈川県税の未納がないことの証明書(県内に事業所等を有する場合)

b 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(直近1年分)

カ 決算報告書(直近3ヵ年分)

キ 定款、寄附行為若しくは規約

ク 役員等氏名一覧表(別紙2)

※ グループで応募する場合は、構成する各法人についてイ～クの書類を提出してください。

##### (3) 留意事項

- ・ 提出は直接持参いただくか、郵送してください。

なお、募集期間の最終日となる令和7年(2025年)1月16日(木)の17時15分必着とさせ

ていただきます。

- ・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・ 提出された書類は複写のうえ選定委員会委員へ提示するほか、関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。
- ・ 提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、神奈川県情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ・ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

## 7 選定方法

### (1) 選定委員会の設置

優先交渉者を選定するため、外部委員（弁護士、公認会計士など）と施設所管部局職員等により構成する選定委員会を設置します。

### (2) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定に当たって、選定委員会において、各委員から、応募者、愛称、応募金額、社会貢献の実績等に関する意見を聴取し、当該意見を参考に優先交渉者及び次点優秀者を選定します。応募が1件のみの場合も、県のネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか、別表2「審査基準」に基づき審査します。ただし、応募が1件の場合には、審査を簡略化します。

### (3) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき
- イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- エ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- オ その他不正な行為があったとき

### (4) 選定結果の通知・ネーミングライツパートナーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

県は、優先交渉者との調整を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、命名権料等について公表します。

## 8 協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

なお、協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回の協定について優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

## 9 協定の解除等

協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、県は協定を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- ア 「5 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- イ 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- ウ 倒産又は解散したとき

## 10 その他

### (1) 愛称の周知

決定された愛称については、速やかに利用団体等の関係機関に周知・PRを図るものとなりますが、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、契約期間当初からの愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

### (2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称変更は原則として認めません。

### (3) 費用負担の考え方

今回の提案に基づいて発生する表示変更等の費用負担は、次のとおりです。

ネーミングライツパートナーの費用負担は、命名権料とは別に負担していただきます。

区 分	ネーミングライツパートナー	県
敷地内外の看板の表示変更*1 *2	○	
印刷物、ホームページの表示変更*3		○
協定期間終了後の原状回復	○	

\*1 看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、県と協議のうえ決定します。

\*2 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について行います。  
新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

\*3 パンフレット等の印刷物は協定締結後に作成するものを対象とします。既印刷物については、可能な限り対応します。

### (4) 愛称の文字数

e-kanagawa施設予約システムの入力文字数制限のため、愛称の文字数は15字以内とすることを推奨します。愛称が15字を超える文字数となり、入力できない場合には、愛称の省略や従前の施設名のままとすることがあります。

## 11 問合せ先・提案書提出先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課 施設グループ  
電話 045-285-0795 FAX 045-662-5557  
E-mail:sport-renraku@pref.kanagawa.lg.jp

(直接お持ちになる場合は、以下の住所にお越しく下さい。)

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目14番地 大同生命横浜ビル10階